

稲沢市国民健康保険運営協議会(第2回)議事録

- 日 時 令和3年11月1日(月)
午後1時25分から午後2時10分まで
- 場 所 稲沢市役所 政策審議室
- 出席委員 (15名)
被保険者を代表する委員
小崎直人、家田一美、田中寿康、佐藤顯定、伊藤礼子
保険医又は薬剤師を代表する委員
城 義政、大島宏之、服部哲尚、内藤悦雄
公益を代表する委員
近藤治夫、岡野次男、木全信明、朽本敏子、野々部尚昭
被用者保険等を代表する委員
荒居昭治
- 欠席委員 (1名)
保険医又は薬剤師を代表する委員
林 峰佳
- 理事者 (1名)
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事務局 (5名)
市民福祉部長 小野達哉
国保年金課長 三輪佳代
国保年金課主幹 長崎義貴
国保年金課主査 田村正樹
国保年金課主任 駒高裕之

開 会 (午後1時25分)

事務局 本日は大変御多用の中、御参集賜り厚くお礼申し上げます。
定刻少し前ですが、皆様お集まりですので、ただいまから、令和3年度 第2回稲沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

初めに、公益を代表する委員であります市議会議員の方々におかれましては、9月の定例会において役職者が決定され、国民健康保険運営協議会委員も交代されましたので、市長から委嘱状を交付させていただきます。

市 長 (新任委員に辞令を交付)

事務局 それでは、新たに委員となられました公益を代表する委員さんに、自己紹介をお願いいたします。

(新任委員自己紹介)

事務局 ありがとうございます。
続きまして、市長から御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

事務局 次に、事務局につきましては、変更はございませんが、改めて自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

事務局 続きまして、会長及び会長職務代理者の選任をお願いしたいと思います。選任の方法につきましては、まず仮の議長さんを選任いたします。

その後、順次、会長及び会長職務代理者を選任していただきます。慣例により、公益を代表する委員の中から仮議長さんをお願いしておりますので、仮の議長を近藤委員さんをお願いしたいと思います。近藤委員さん、よろしく申し上げます。

(近藤委員 議長席へ移動)

仮議長

失礼いたします。

ただいま事務局から指名がありましたので、会長が選出されるまで、議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

仮議長

それでは会議に入らせていただきます。

ただいまの出席委員数は 15人、委員定数16人のうち、

被保険者代表の委員 5人、

保険医又は薬剤師を代表する委員 4人、

公益を代表する委員 5人、

被用者保険等を代表する委員 1人 であり、

協議会規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議の成立を認めます。

続きまして、「稲沢市国民健康保険運営協議会会長の選任について」を議題といたします。会長の選任方法につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

会長の選任方法につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定におきまして、公益を代表する委員の中から選任することになっております。公益を代表する委員は市議会議員でございまして、慣例では市議会の文教厚生委員会委員長職にある方となっております。従いまして、木全委員さんということになります。

以上でございます。

仮議長

ただいまの事務局の説明では、会長は公益を代表する委員のうち、市議会の文教厚生委員会委員長職にある木全委員さんということでございます。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

仮議長

御異議なしのお声をいただきましたので、木全委員さんを本協議会の会長と決定いたします。

新会長が決定いたしましたので、議長を交代いたします。

御協力ありがとうございました。

事務局 近藤委員さん、ありがとうございました。席へお戻りください。
木全委員さん、会長席へ御移動いただき、一言御挨拶をお願いいたします。

会 長 ただいま、会長という重責を担当することになりました。
この職務を、全力をあげて頑張ってくださいますので、委員の皆様
の御理解、御協力をお願い申し上げます。
それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長になるこ
とが定められておりますので、議長を務めさせていただきます。
御協力の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、「稲沢市国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選
任について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 会長職務代理者も会長職と同様、国民健康保険法施行令第5条
で、公益を代表する委員から選任することになっております。
慣例によりまして、会長を除く公益代表の最年長委員の方とい
うことで、近藤委員さんをお願いをしたいと考えております。
以上でございます。

議 長 会長職務代理者には、近藤委員さんということですが、近
藤委員さんを選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ありがとうございました。異議なしと認めます。
よって、会長職務代理者には、近藤委員さんと決定いたしました。
近藤委員さん、よろしく願いいたします。

議 長 次に、議事録署名者の指名に入ります。指名方法について、事務
局の説明を求めます。

事務局 議事録署名者は、協議会規則第9条で、議長及び出席した委員の
内から、議長の指名する委員2人となっております。

議 長 事務局の説明では、議長が指名する委員2人ということであり

ますので、私の方から指名させていただきます。

被保険者を代表して 伊藤 委員さん

保険医又は薬剤師を代表して 大島 委員さん

よろしく願いいたします。

議 長 それでは、協議事項であります「出産育児一時金の額の改正について」市長さんから諮問を受けたいと思います。

市 長 （諮問書を朗読し、議長に手渡す。）

事務局 なお、市長は、他の公務のため、退席をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

市 長 （市長退席）

議 長 それでは、協議事項「出産育児一時金の額の改正について」事務局の説明を求めます。

事務局 （事務局説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

委 員 一律42万円の支給の市町におきましては、産科医療補償制度の予算は市単独としているのでしょうか。

事務局 条例について調査しましたので、財源は確認しておりません。
また調べて報告させていただきます。

委 員 地域差がありますが、県下の出産費用の平均はおいくらですか。

事務局 愛知県平均でいきますと、450,554円となっております。

委 員 今回、値上げをされて408,000円となるわけですが、平均よりいただける金額が少ないということで。
この制度は、差額分だけ支払えばいいのでしょうか。それとも一旦全部納めてから支給という方法でしょうか。

- 事務局 ほとんどの方が差額分の支払いを希望されています。
 もちろん42万円に達しない方もいらっしゃいますので、その場合は、後ほど市に請求していただいて差額分を支給するということになります。
- 委 員 全国平均は（その他の費用も含めて）50万円位ですけれども、今の金額ではちょっと満たないということで、国の方でも少子化対策として、安心してお子様が産めるように増額を考えているということを申し伝えておきます。
- 委 員 産科医補償制度の掛金が引き下げになったということは、この制度を使っている方はあまりいないということでしょうか。
- 事務局 この制度にかかる実際の掛金は、2万2千円ということですが、過去からたまってきた剰余金で、1万円を支払えるということで、そこから推察しますと、この制度を使われる方が少なかったのではないかと考えております。
- 委 員 稲沢市で年間900人位の赤ちゃんが産まれていると思いますが、この制度を利用されている件数はわかりますか。
- 事務局 稲沢市内ということだと、承知をしておりませんので、確認して報告させていただきます。
- 議 長 他に御意見、御質問あれば委員の方よろしくお願ひします。
 御意見、御質問がなければ、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 それでは、お諮りいたします。「出産育児一時金の額の改正について」賛成の委員は挙手をお願いいたします。
- （全会一致）

議 長 ありがとうございます。
 全会一致でありますので、改正することに決しました。

議 長 それでは、ただいま決議されました、出産育児一時金の額の改正
 について、市長に答申することといたします。
 準備のため、暫時休憩といたします。

 (休憩)
 (市長入室)

議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。
 答申書を市長にお渡ししたいと思います。

 (答申書を朗読し、市長に手渡す)

事務局 それでは、市長からお礼の御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長お礼)

事務局 市長は、他の公務のため、退席をさせていただきます。

市 長 (市長退席)

議 長 次に移ります。その他について、事務局からお願いします。

事務局 その他につきまして、1件御報告させていただきます。
 報道もされておりますので、御存知の方もお見えかと思えます
 が、10月20日からマイナンバーカードが健康保険証として利
 用できるようになりましたので、御報告させていただきます。
 市民課で把握しています10月10日現在の稲沢市のマイナン
 バーカードの普及率は40.26%となっております。
 国保加入者のうち、10月21日に国保連合会から報告のあり
 ました保険証利用の登録者数は1,976人となっております。
 国保年金課の窓口でも登録のサポートを実施しております。
 広報については、特別号やホームページ等でもPRしておりま
 すが、今後も折を見てPRしていきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。
- 委 員 先ほどマイナンバーカードを保険証の代わりに利用できるというお話で、各医院でカードリーダーを設置・維持するのに何十万とかかり、設置している医療機関がほとんどないのが実状です。
持って来られてもできません、と今はお願いしているものですから、もうしばらく待っていただけたらと思います。お願いします。
- 委 員 マイナンバーカードの保険証利用に関しましては、私たちの方でも、加入者22,000人のうち1,300人ほどが登録しています。現状、各医療機関の方も一生懸命対応していただいていると思いますので、必ず健康保険証を持っていくこと、マイナンバーカードが使えるからといって、健康保険証を捨ててしまうことはなさないよう周知をしていかなければならないと思っています。
順次導入されていくと思いますので、引き続きマイナンバーカードが普及しながらより良い方向に持っていけるようにしたいと思っています。
- 議 長 それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
(「異議なし」の声あり)
- 事務局 ありがとうございます。
最後に、市民福祉部長から、お礼のことばを申し上げます。
- 部 長 (部長お礼)
- 議 長 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。
- 閉 会 (午後2時10分)